
資源循環経済政策について

令和4年8月

経済産業省
産業技術環境局
資源循環経済課長 田中 将吾

廃棄物対策・リサイクル制度の全体像

問題化している
個別物品に
対する法制度

**小型家電
リサイクル法**
(H25 施行)

小型家電

認定事業者に対す
る廃掃法特例措置

**容器包装
リサイクル法**
(H12 施行、H18 改正)

ビン、ペットボトル、
紙製・プラスチック
製容器包装等

製造・流通事業者の
費用負担

**家電
リサイクル法**
(H13 施行)

冷蔵庫・冷凍庫、
エアコン、テレビ、
洗濯機・乾燥機

排出者（消費者）の費用負担

**自動車
リサイクル法**
(H17 施行)

自動車

**建設資材
リサイクル法**
(H14 施行)

木材、コンクリート、
アスファルト

排出者（事業者）の費用負担

**食品
リサイクル法**
(H13 施行、H19 改正)

食品残さ

問題化している
個別素材に
対する法制度

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (R4.4 施行)

3 R全般に
わたる計画的
取組の促進

資源有効利用促進法 (H13 全面改正施行)

パソコンを含む10業種69製品

製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等を規定

※赤字 当省が所管している法制度

基本的
枠組み法

循環型社会形成推進基本法 (H13 施行 H24 改正)

基本原則

- ①発生抑制（リデュース）
- ②再使用（リユース）
- ③再生利用（リサイクル）
- ④熱回収（サーマルリカバリ）
- ⑤適正処分

循環型社会形成推進基本計画
(H30.6 改定)

廃棄物の
適正処理

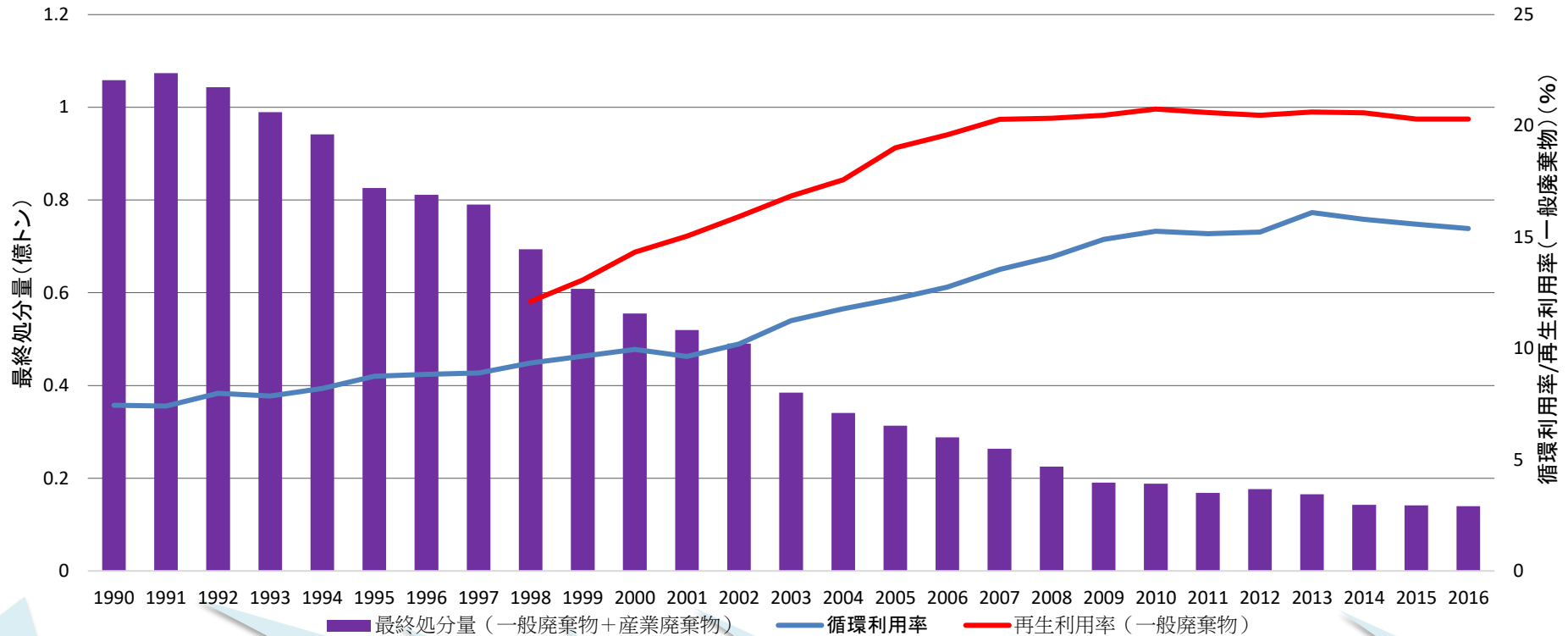
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S46 施行 H29 改正)

家庭ごみに関する市町村の処理責任、廃棄物処理業者に対する業の許可、廃棄物処理基準の設定 等

現行の廃棄物・リサイクル制度の成果

- 廃棄物・リサイクルに係る各種法制度の整備により、最終処分量は減少、再生利用率や循環利用率は増加している。

我が国の最終処分量、循環利用率、再生利用率の推移



清掃法 (1954)

生活環境施設整備緊急
措置法 (1963)
※焼却施設導入促進

廃棄物処理法 (1970)

廃棄物処理法改
正 (1991)
※マニフェスト導入、
罰則強化等
再生資源の利用
の促進に関する法
律 (1991)

容器包装リサイ
クル法 (1995)

家電リサイクル法
(1998)

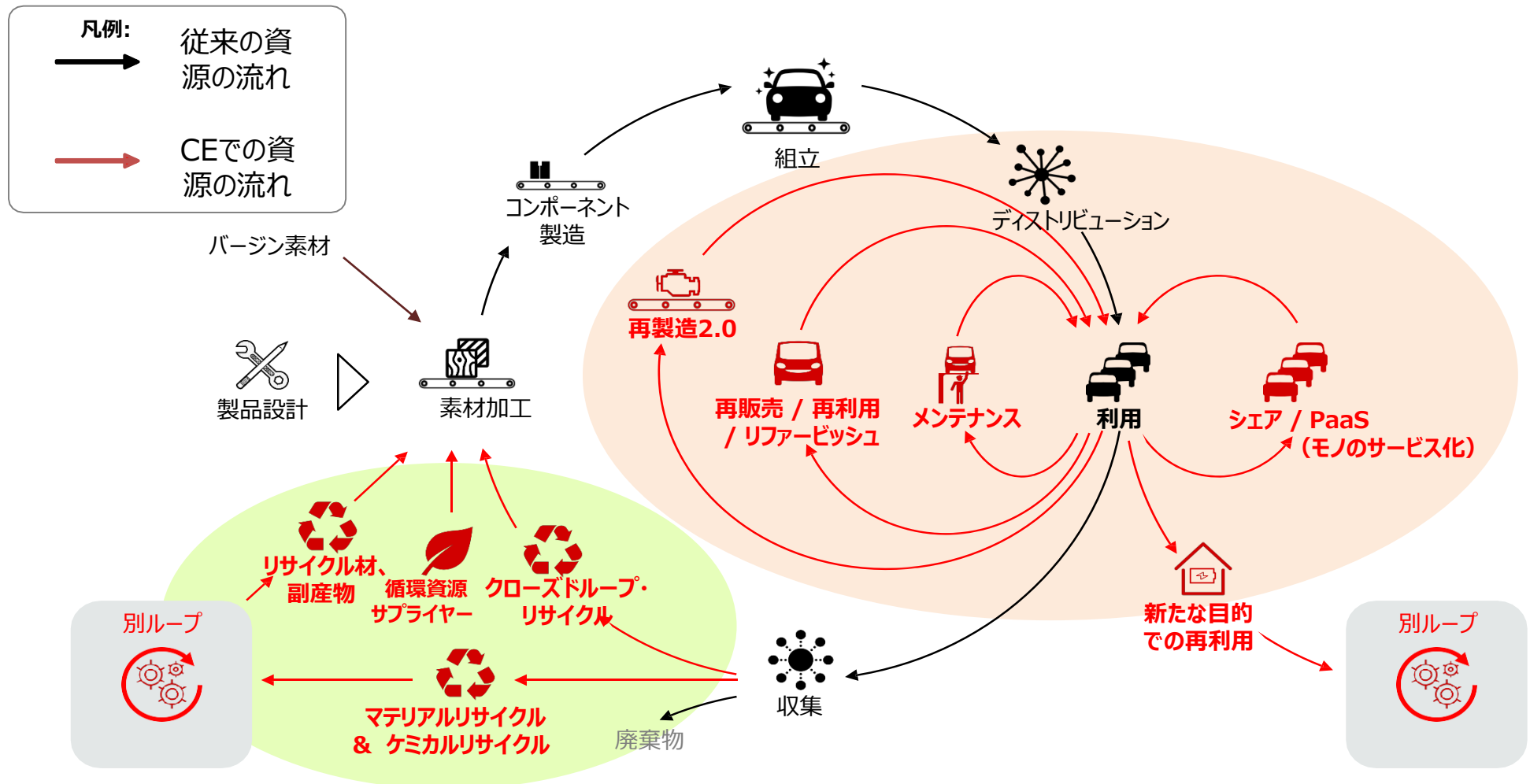
資源有効利用促
進法 (2001)
※リサイクル法から3R
法へ改正・改名
循環型社会形成
推進基本法
(2001)

自動車リサイク
ル法 (2002)

小型家電リサイ
クル法 (2013)

循環経済（サーキュラーエコノミー）

- **線形経済**：大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行※の経済
※調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システム 'take-make-consume-throw away' pattern
- **循環経済**：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、
ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済



EUと日本の政策動向

- EUは具体的な数値目標・効果試算を示しながら、**7つの重点分野を特定し、規制（法令整備）と支援（多額の資金支援）の両輪**で環境整備を検討・実施。
- 他方、日本は「環境活動としての3R」から「経済活動としての循環経済」への転換を打ち出すにとどまっており、**具体的かつ野心的な数値目標に基づく政策の具体化**が必要。

EU

サーキュラーエコノミーパッケージ (2015年)

1) 廃棄物法令の改正案（2030年目標を設定）

- 一般廃棄物の65%、包装廃棄物の75%を再使用又はリサイクル 等

2) 資金支援

- 研究開発・イノベーション促進プログラムから6.5億ユーロ
- 廃棄物管理のための構造基金から55億ユーロ 等

3) 経済効果

- 欧州企業で6,000億ユーロ節約、58万人の雇用創出

サーキュラーエコノミーアクションプラン (2020年)

1) 持続可能な製品政策枠組み

- **エコデザイン指令の対象拡充**
⇒ 非エネルギー関連製品・サービスまで
- 「**持続可能性原則**」の策定
- **製品情報のデジタル化**／データベース構築
- 早期陳腐化の防止／**修理を受ける権利**の担保 等

2) 重点分野

- ①電子機器・ICT機器、②バッテリー・車両、③包装、④プラスチック、⑤繊維、⑥建設・ビル、⑦食品・水・栄養

日本

循環経済ビジョン2020 (2020年)

1) 目指すべき方向性

- 環境活動としての3R ⇒ **経済活動としての循環経済** への転換

2) 動脈産業・静脈産業

- **循環性の高いビジネスモデル**への転換
- 循環経済の実現に向けた**自主的取組**の促進

3) 投資家・消費者

- 短期的な収益に顧れない**企業価値の適正な評価**
- 廃棄物等の排出の極小化など**消費行動・ライフスタイルの転換**

3) レジリエントな循環システム

- 国内リサイクル先の質的・量的確保
- 国際資源循環・国際展開 等

第1弾パッケージ (2022年3月30日発表)

- ✓ 持続可能な製品エコデザイン規則案
- ✓ 現行エコデザイン指令の下での2022-2024年作業計画
- ✓ 移行における消費者保護強化
- ✓ 持続可能で循環型の繊維戦略
- ✓ 建設資材規則の改定案

第2弾パッケージ (2022年11月発表予定)

- ✓ バイオベース、生分解性、堆肥可能プラスチックに関する政策枠組み
- ✓ 包装・包装廃棄物指令の見直し
- ✓ 都市排水処理指令の見直し
- ✓ 環境主張の立証に関する規則提案

経済産業政策の「新機軸」において取り組む分野

- 経済産業政策新機軸部会の中間取りまとめ（本年6月13日）において、「ミッション志向の産業政策」「基盤となる経済社会システムの組替え（OS組替え）」として取り組むべき12分野を特定。加えて、経済秩序の激動期に取り組むべき2分野（「成長志向型の資源自立経済」、「Web 3.0の可能性と政策対応」）を設定。
- これらについて、縦割りを排して検討するために、省を挙げた部局横断的な体制を整備。
- 今後、「新機軸」のコンセプトをさらに精査しつつ、テーマ毎に官民での議論を開始。未来を見据えた「意欲的なミッション（ビジョン・目標）」と「抜本的な対応策」となるよう、政府の役割を明確にしつつ検討を深化していく。テーマ毎に重ねた議論を、新機軸部会に報告・とりまとめていく。

経済産業政策の新機軸の2つの柱

1. ミッション志向の産業政策

国や世界全体で解決すべき以下の**経済社会課題（ミッション）**について官民で**長期的なビジョン・目標**や**戦略**を共有し、政府はそのため**大規模・長期・計画的支援**、**規制・制度・標準**、**外交**等あらゆる政策を総動員、企業においては**価値創造力**を高める取組を集中的に実施する。

- ①炭素中立型社会の実現
- ②デジタル社会の実現
- ③経済安全保障の実現
- ④新しい健康社会の実現
- ⑤災害に対するレジリエンス社会の実現
- ⑥バイオものづくり革命の実現

2. 経済社会システムの基盤の組替え（OS組替え）

経済社会構造の変化に対応し、経済のダイナミズムを実現し、経済成長・国際競争力強化と多様な地域や個人の価値を最大化する包摂的成長の両者を実現するために、**経済社会システムの基盤の組替えを進める**。

- ①人材
- ②スタートアップ・イノベーション
- ③グローバル企業の経営：価値創造経営
- ④徹底した日本社会のグローバル化※
- ⑤包摂的成長（地域・中小企業・文化経済）
- ⑥行政：EBPM・データ駆動型行政

経済秩序の激動期において取り組むべき分野

- ①成長志向型の資源自律経済の確立
- ②Web 3.0の可能性と政策対応

成長志向型の資源自律経済の確立に向けて

	課題・定量目標	対応の方向性	具体的な進め方
①成長志向型の資源自律経済の確立 【資源自律経済デザイン室（仮称）】	【課題】成長志向型の資源自律経済の確立に向けた環境整備 →2022年度中に「 <u>資源自律経済戦略（仮称）</u> 」を策定し、2023年度以降に <u>同戦略に基づく制度整備等を実施</u> する	2020年5月に策定した循環経済ビジョン2020を踏まえ、 <u>国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得</u> に向けて、 <u>技術とルールのイノベーションを促進</u> するため、 <u>①資源の再利用・再資源化、②資源の生成、③資源の共有、④資源の長期利用</u> の観点から政策の具体化を図る。	今後、 <u>資源自律経済研究会（仮称）</u> 及び <u>資源自律経済デザイン室（仮称）</u> を立ち上げ、「 <u>資源自律経済戦略（仮称）</u> 」の検討に着手し、 <u>2022年度中に同戦略を策定</u> 。

＜成長志向型の資源自律経済の鍵となる4類型＞

①資源の再利用・再資源化（1 x n）

設計段階からリユース・リサイクルを前提とした製品の普及や、回収・選別・リサイクル技術の高度化等によって、あらゆる製品について低コストで高い水準の資源循環率を実現。廃棄物最終処分場の容量確保を目的とした焼却処分等による廃棄物処理から、廃棄物を資源と捉えて徹底的に有効活用する方向へと発想を転換。

②資源の生成（0→1）

バイオものづくり技術により、資源輸入に頼らずにプラスチックや繊維といった高品質・低環境負荷の素材・製品が生産可能に。

③資源の共有（1／n）

自動車・宿泊サービスにとどまらずシェアリング・エコノミーが拡大することによって、「フローからストックへ」、「保有から利用へ」と経済のダイナミズムが転換。

④資源の長期利用（1 + n）

服飾品や住宅など、古いものを長く使うことがブランド価値として認識され、メンテナンス・レストア・リノベーションビジネスやセカンダリー市場が発展。